第千二百四十七号

平成十三年 十一月二十九日

木

日

曜 韮都甲 崎留府 市市市 別表中 並都 甲崎 市市市 四 三 \_ \_ 八 \_ 二

- N - N - N - N - N

山梨市 富士吉田市

山梨市 富士吉田市 . 八〇 五二

七九 九七

山梨県知事

天

野

建

大 塩 月 市 市

-一七 六七 を

一二一 に、「豊富村八二

大塩 月市市

二〇」に、高根町「双葉町

一七」に、「富沢町

一九」を、「富沢町

一三」を「豊富村

一四」に、「六郷町

一六」を「六郷町

小淵沢町

小高双 淵根葉 沢町町 町

を

二三七三

白長明

忍野村村 初山村 八六 山道 中湖村 村

— — 九 六 山中湖村 村村

— — 三六

忍 忍 野村村

に、「上野原町 <u>一</u> を「上野原町

八五に、「

計 二、四五三人」を「計 二、五二五人」に改める

生活保護法に基づく指定医療機関の変更...... 生活保護法に基づく医療機関の指定の辞退...... 生活保護法に基づく指定施術機関の廃止...... 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止......

六四

六四 六四 六三

州 坂 野 町 町 村

一三一九

武大須川泉玉村村町

<u>=</u> = 四

に

<u>\_</u> 五

白 長 明 州 坂 野 町 町 村

- 三 -七 〇 八

武 大 須 川 泉 玉 村 村 町

建築基準法施行規則第十一条の三第一項の区域指定の一部改正...... 道路の区域変更 ( 三件 ) ...... 土地改良区の定款の一部変更の認可......

六二六

河 西 口 柑 町 町

四二

六 五 六五五

\_ \_ \_ 三五

河口 田 脚町

を

生活保護法に基づく施術機関の指定.....

生活保護法に基づく医療機関の指定......

民生委員の定数の一部改正.

目

次

示

県政功績者......

土地区画整理組合の解散認可......

. 六二七

医療機関を指定した。

平成十三年十一月二十九日

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、次のとおり

六二七 六二六

山梨県告示第五百六号

六二七

公安委員会

遊技機の型式の検定.

告 示

# 山梨県告示第五百五号

し、平成十三年十二月一日から施行する。 民生委員の定数(昭和三十四年山梨県告示第二百九十五号)の一部を次のように改正

くすりのマスダヤ

整形外科医院医療法人社団箭本外科

甲府市北口三丁目

番番

号

平成十三年四月

日

名

所

在

地

指

定

年

月

日

山梨県知事

天

野

建

松澤整形外科

甲府市富士見一丁目七番六号

日平成十三年三月二十三

平成十三年十一月二十九日

Щ

梨

公

報

第千二百四十七号 平成十三年十一月二十九日

十七番地 | 日北巨摩郡長坂町大八田六千六百九 | 平成十三年三月二十三北巨摩郡長坂町大八田六千六百九 | 平成十三年三月二十三

街

山梨県公報
第千二百四十七号
平成十三年十
一月二十九日

山梨県知事

天

野

建

の規定により、次のとおり施術機関を指定した。

平成十三年十一月二十九日

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条で準用する同法第四十九条

山梨県告示第五百七号

山梨中央薬局	内藤薬局飯田店	ック アールデンタルクリニ	薬局株式会社日医調剤一宮	店 富士薬剤センター 竜王	宮山眼科医院医療法人社団新生会小	吉田店調剤薬局イトー ヨーカドー 富士	吉田店で薬局下	ばば歯科医院	クスマイル歯科クリニッ	湯村調剤薬局	わクリニック医療法人和顔会くわざ	あすなろ武川薬局	大門薬局 株式会社日医調剤市川	りほく病院
中巨摩郡玉穂町若宮二十七番地の十	甲府市飯田一丁目一番二十二号	都留市下谷三丁目四番十七号	地の四東八代郡一宮町末木七百五十九番	番地の六中巨摩郡竜王町篠原千四百二十五	甲府市中央一丁目十二番三十号	富士急ターミナルビル4F富士吉田市上吉田二丁目五番一号	地富士吉田市下吉田千九百四十二番	甲府市川田町五百三十七番地の一	五番地の三中巨摩郡昭和町西条三千九百七十	甲府市大和町一番四十八号	富士急ターミナルビル5F富士吉田市上吉田二丁目五番一号	番地の二北巨摩郡武川村牧原千三百六十六	地の三西八代郡市川大門町四百四十三番	北巨摩郡双葉町岩森千百十一番地
平成十三年十月十日	日 平成十三年八月三十一	平成十三年六月一日	平成十三年九月十九日	日 平成十三年九月二十七	平成十三年九月一日	日平成十三年九月二十八	平成十三年九月一日	平成十三年九月十二日	平成十三年九月四日	平成十三年九月一日	平成十三年九月五日	平成十三年八月二十八	平成十三年八月一日	平成十三年九月七日

#### 山梨県告示第五百八号

中嶋整骨院

番地韮崎市竜岡町下条東割千六百十三

| 平成十三年七月十九日

名

称

所

在

地

指

定

年 月 日

医療機関は、廃止した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により指定した次の

山梨県知事

天

野

建

平成十三年十一月二十九日

名	所	地
箭本外科整形外科医院	甲府市北口三丁目一番一号	
秋山歯科医院	南巨摩郡鰍沢町千二百十七番地	
タクミ薬局	甲府市城東二丁目十番十号	
清水医院	中巨摩郡白根町有野五百四十八番地	
澤産婦人科	南巨摩郡増穂町最勝寺千三百三十三番地の二十	+
楽山堂医院	大月市大月二丁目七番三号	
藤田眼科医院	南巨摩郡増穂町青柳千二百三番地	
武井医院	山梨市上神内川百七十四番地	
富士五湖調剤薬局	南都留郡山中湖村山中八百六十五番地の十四	山
山中湖村立平野診療所	南都留郡山中湖村平野百四十一番地の一	
山中湖村立山中湖村診療所	南都留郡山中湖村山中十二番地	
野村眼科医院	都留市四日市場八番地の六	
コマキ歯科	甲府市徳行四丁目六番四号	
国民健康保険富士吉田市立病院	富士吉田市緑ケ丘二丁目八番一号	
かえで薬局白根店	中巨摩郡白根町在家塚百五十六番地	
大久保内科呼吸器科クリニック	甲府市丸の内一丁目十九番十八号	
佐々木レディー スクリニック	甲府市若松町六番地の三十五	

Ź	_
_ 7	Į

ファーマシーないとうアールデンタルクリニック	富士薬剤センター 竜王店	小宮山眼科医院	薬局有限会社エヌティワイ湯村調剤	クスリの寺田青沼店	ドレミ薬局	富士薬剤センター 竜王店	アロマ調剤薬局田富店	アロマ調剤薬局
甲府市飯田三丁目二番四十四号都留市下谷三丁目四番十七号	中巨摩郡竜王町篠原千四百二十五番地の六	甲府市中央一丁目十二番三十号	甲府市大和町一番四十八号の一	甲府市青沼一丁目十四番十一号	中巨摩郡昭和町押越字箕作七十一番地の一	中巨摩郡竜王町篠原千四百二十五番地の六	中巨摩郡田富町西花輪四千二百五十八番地の六	中巨摩郡竜王町西八幡千百九十七番地の一

#### 山梨県告示第五百九号

施術機関は、廃止した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により指定した次の

平成十三年十一月二十九日

山梨県知事 天

野

建

戸澤整骨院 渡辺接骨院 名 称 甲府市国玉町八百二十五番地 南都留郡河口湖町船津千九十七番地の一 所 在 地

## 山梨県告示第五百十号

の規定により指定した次の医療機関は、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条で準用する同法第四十九条 指定を辞退した。

平成十三年十一月二十九日

山梨県知事 天

野

建

名	称	所	在	地
月歯科医院		甲府市丸の内一下	」目十九番二十号	

望

# 山梨県告示第五百十一号

機関に次のとおり変更があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により指定した医療

山梨県知事

天

野

建

平成十三年十一月二十九日

念医変部医変	合医変医変	合医変医変	医変医変	ア変有変	株変有変	増	
念病院 医療法人財団加納岩 日下部記変更後 部記念病院 日下部記の病院 日下部記の変更前	合病院(歯科) 医療法人財団加納岩 加納岩総変更後 医療法人財団加納岩病院(歯科)変更前	合病院 医療法人財団加納岩 加納岩総変更後 加納岩病院 医療法人財団加納岩病院 変更前	医療法人臨医研堀内眼科医療法人臨眼研堀内眼科变更前	アーク調剤薬局変更後 有限会社アークメディカル変更前	株式会社日医調剤相川調剤薬局変更後有限会社健心堂相川調剤薬局変更前	増穂町国民健康保険診療所	名
山梨市上神内川千三百六十三番地	山梨県上神内川千三百九番地	山梨市上神内川千三百九番地	地中巨摩郡櫛形町小笠原三百八十六番	塩山市上塩後二百七十一番地の四	甲府市屋形二丁目一番七号	番地の二 番地の二 番地の二 変更後 専巨摩郡増穂町長澤二千三百七十四 地 東巨摩郡増穂町長澤二千三百七十三番 東巨摩郡増穂町長澤千九百三十三番 変更前	所 在 地
名	名	名	名	名	名	所在	変更事項
称	称	称	称	称	称	地	項
	人財団加納岩 日下部記   山梨市上神内川千三百六十三番地   名	人財団加納岩病院(歯科) 山梨市上神内川千三百九番地 名人財団加納岩病院(歯科) 山梨市上神内川千三百六十三番地 名人財団加納岩 日下部記	人財団加納岩病院(歯科)	人財団加納岩病院(歯科) 人財団加納岩病院(歯科) 山梨市上神内川千三百九番地 名人財団加納岩病院(歯科) 山梨市上神内川千三百九番地 名人財団加納岩病院(歯科) 山梨市上神内川千三百九番地 名 山梨市上神内川千三百六十三番地 名 山梨市上神内川千三百六十三番地 名 中巨摩郡櫛形町小笠原三百八十六番 名	周	型相川調剤薬局	原保険診療所 を更前 を変更前 を変更後 南巨摩郡増穂町長澤二千三百七十四 暦 地の二 日 一番七号 名 加納岩病院 歯口摩郡増穂町長澤二千三百九番地 と 山梨市上神内川千三百九番地 名 山梨市上神内川千三百九番地 名 山梨市上神内川千三百九番地 名 山梨市上神内川千三百九番地 名 所 在 で更前 を変更後

## 山梨県告示第五百十二

三年十一月二十日樫山土地改良区の定款の一部変更を認可した。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項 の規定により、 平成十

平成十三年十一月二十九日

山梨県知事 天 野

建

の北番北

# 山梨県告示第五百十三号

設部において、この告示の日から平成十三年十二月二十日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法 平成十三年十一月二十九日 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建 次のとおり道

山梨県知事

天 野

建

平成十三年十一月二十九日

道路の種類 県道

路 線 名 韮崎櫛形豊富線

Ξ 道路の区域

	连奇方9矛丁大字下9キ字3 尺川三学是方  労から	韮崎市円野町大字下円井字下幅下七五番地	区
		旧	の旧 別新
	-	九 - - - - - - - - - - - - - - -	(メートル)敷地の幅員
		九〇・〇	(メートル) 長

Щ

梨

県

公

報

第千二百四十七号

平成十三年十一月二十九日

敷地先まで

新 九 三〇四 0 九〇

0

# 山梨県告示第五百十四号

設部において、この告示の日から平成十三年十二月二十日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建 次のとおり道

平成十三年十一月二十九日

山梨県知事 天

野

建

道路の種類 線 名 県道 長坂高根線

Ξ 道路の区域

地界表で町	IV 記引しています。 では、 「では、 「では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	区
新	旧	の旧 別新
一五・〇六・〇		(メートル)
- 八五 ・ 〇	一八五・〇	(メートル) 長

# 山梨県告示第五百十五号

設部において、この告示の日から平成十三年十二月二十日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建 次のとおり道

山梨県知事

天 野

建

Ξ 道路の区域 線 名 須玉八ヶ岳公園線

道路の種類

県道

北巨摩郡高根町大字五町田字神明一二五一の四地先から、北巨摩郡高根町大字五町田字御所七七三番  $\overline{\times}$ 間 の旧 別新 旧 (メートル)敷地の幅員 三今 、延 八五・〇 メー | ト | ル | 長 |

Щ

	番の一地先まで   新   六
三 三 六 五	六· 五 - 五 - 五
六七〇・〇	六八五・〇

# 山梨県告示第五百十六号

( 平成十三年山梨県告示第四百二十三号 ) 日から施行する。 建築基準法施行規則 (昭和二十五年省令第四十号) 第十一条の三第 の 一部を次のとおり改正し、 平成十四年二月 項の区域の指定

平成十三年十一月二十九日

山梨県知事 天 野 建

中富町に限る。)」 中之倉トンネル以東の地域に限る。)」を「 西八代郡のうち上九一色村(精進、 に、「並びに」 を「及びに」に改める。 本栖及び富士ヶ 西八代郡、 南巨摩郡 嶺の区域に限る。 (増穂町、 鰍沢町及び 及び下部町

#### 公 告

県政功績者

者は、 山梨県表彰規則 (昭和) 次のとおりである。 |十七年山梨県規則第十二号) に基づく平成十三年度県政 功

平成十三年十一月二十九日

山梨県知事 天

建

野

個人

県議会

特別感謝状

佐岡

野村

實江

京都市東山区泉涌寺東林町十四番地東京都千代田区四番町八番地八

の

泰

功績分野

氏

名

住

所

地

方自治

邦

北巨摩郡明野村小笠原三千三百二十四番地北都留郡上野原町上野原七千五百四十八番甲府市羽黒町千二百三十二番地の三

地

保健衛生

大山宮宮樋中相太

柴下原沢口村馬田

昭實育子毅人夫夫

北巨摩郡小淵沢町七千五百九十八番地中巨摩郡昭和町河西六百三十三番地十

社会福

祉

山梨市落合二百五十九番地

大月市大月町花咲千二百七十一番地の二十六

甲府市国母三丁目十五番二十三号

稳 榮 正 照 紀 道

教育文化

産

業

下神坂木倉川井山中 外史子 ち和貞昌 か 子義治訓 二良照茂 信源 雄和定豐勝和利正勝貞 一逸善哲君義 昭 良 孔安隼 郎次 義治訓晃兒夫臣秋士雄久一 雄夫忠禁幸良雄章男雄照晃規夫人

上飯山向長森金上石天望渡野木落植入中正矢芳成中橘鈴長土杉石鷹大五望宮三長鈴白石石平田 木澤橋山井右村味月 田田田山田川井田川野月邊沢下合松倉村岡澤賀島込 朗直子樹實映男達 中巨摩郡若草町藤田二千百四十北都留郡上野原町上野原千三百甲府市住吉一丁目九番三号 中巨摩郡昭和町押越二千百八十三番地北巨摩郡双葉町下今井千七百二十七番地東八代郡御坂町下黒駒十五番地 中巨摩郡甲西町古市場三百十九番地大月市富浜町鳥沢千九百三十五番地東山梨郡大和村田野五百四十一番地南巨摩郡増穂町小林千百八十一番地 甲府市富士見二丁目五番四十六号中巨摩郡八田村徳永千七百七十五番地東八代郡境川村藤垈百五十七番地 甲府市下飯田四丁目六番六号 甲府市朝日三丁目八番二十三号 甲府市西田町二番三十五号 塩山市上於曽千九百九十番地 甲府市徳行二丁目二番二十五号 甲府市上石田四丁目十七番十七号 北都留郡丹波山村二千九番地 東八代郡八代町米倉八百三十四 北巨摩郡高根町東井出千六百三十番 中巨摩郡竜王町竜王二千三十四番地 山梨市上神内川千百七十七番地の三甲府市大里町三千四百五十六番地の 塩山市下於曽二 東山梨郡牧丘町倉科千二百六十九番地 甲府市朝気三丁目十二番十九号 甲府市国玉町千百五十八番地の 甲府市住吉二丁目七番二十号 甲府市湯田二丁目十四番二号 南巨摩郡増穂町天神中條百八十五番 甲府市上石田一丁目十五番九号 甲府市武田三丁目五番十九号 東八代郡八代町北千二百五十七番 南巨摩郡鰍沢町十谷四百二十番地 富士吉田市大明見四百十番地の一 北都留郡上野原町野田尻六百五十五 西八代郡六郷町葛篭沢百七十六番地二 南巨摩郡南部町南部七千六百三十五番地 山梨市東七百二十二番地 央 — 丁 |百三十二番地 目十 番 地 地の五 蕃地 地 地

の

環 境 中望村加尾 村月松田形 文弘久幸千 千百 さいたま市日進町一丁目百六十八番地 東山梨郡三富村下萩原百三十九番地 塩山市赤尾二百十一番地 甲府市千塚五丁目五番三十一号 西八代郡市川大門町千三百三十六番地 Α

道

路

次の図のとおり

公共施設の種類

位

置

及

び  $\overline{\mathsf{X}}$ 

域

団体

環境・ 環 産業 境 財団法人キープ 協同組合国母工 北巨摩郡高根町清里三千五百四十五番地 中巨摩郡昭和町紙漉阿原千十七番地

土地区画整理組合の解散認可

のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、 次

平成十三年十一月二十九日

山梨県知事 天 野

建

組合の名称

昭和町西条梅の木土地区画整理組合

事務所の所在地

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地の二

Ξ 解散認可の年月日

平成十三年十一月十六日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

及び公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十三年十一月二十九日

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

東山梨郡勝沼町休息字大門後一七〇八の一及び一七〇九の

公共施設の種類、 位置及び区域

Щ

梨 県

公 報

> 山梨県知事 天 野

建

山梨県公安委員会規則第十一号

公安委員会

Ξ

沼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(「次の図」

は

省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局塩山建設部及び勝

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東山梨郡勝沼町休息千九百二十七番地

相原洋

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県公安委員会

風

間

善

樹

平成十三年十一月二十九日

委員長

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

のように改正する。

山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次

第十条に次の二号を加える。

十七 道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) による自動車登録番号標又 大型自動車、普通自動車(原動機の大きさが、総排気量については○・○五○リッ は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、 トル以下、定格出力については○・六○キロワット以下のものを除く。) 又は大型

十八 れらに類するものを正当な理由なく携帯した者を乗車させて運転しないこと。 特殊自動車を運転しないこと。 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に、鉄パイプ、木刀、金属バットその他こ

に次の一号を加える。 第十一条第七号中「こと」の下に「(第十一号に掲げる行為を除く。)」を加え、 同条

属バットその他これらに類するものを突き出し、 大型自動二輪車、 普通自動二輪車又は原動機付自転車から鉄パイプ、 又は振り回すこと。 木刀、

金

附

この規則は、平成十三年十二月三十日から施行する。

遊技機の型式の検定

六二七

Щ

規定により公示する。 四号) 第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の 技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和六十年国家公安委員会規則第 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)

なお、検定の有効期間は、平成十六年十一月二十八日までとする。 平成十三年十一月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

	の一 岡山県新見市高尾三六二番地 二号 佐野慎一 規則 山佐株式会社 代表取締役 回り 回り 回り の一 一号 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一	号愛宕東洋ビル七階 ・ウィンゼラー エラー 二号・ウィンゼラー 二号 二号 一	三番二号 五) 東京都豊島区東池袋二丁目二 二号 谷澤鑛次 規則 株式会社ロデオ 代表取締役 回胴	三番二号 石)東京都豊島区東池袋二丁目二 二号 現別・ 世別・ 規則・ 規則・ はいいい 大田	五番一二号	申請者氏名又は名称及び住所が技機	型
ちんこ遊技	7(別未 第二 別 別 別 表 第 第 機	五) 一号(別表第 院則式遊技機 第二等 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	五) 一号(別表第 // 別表第 // 別表第	7 (別宗 別宗 別宗 別 別 表 第 第 機	五) 一号(別表第 原胴式遊技機	び機 区 の種 分類	式
C R うる	イダー ダー スパ	グブルドッ	ャダ レブル ジ	ウジュ ウ オ	バネ ンデ コ	型 式 名	の概
奥村遊機	会位 株式	式 ヤテア 会パイイ 社ン ー 株ジー	ロデオ オ社	式会社株	ジテクア株 ークラリス ズノート社	業は製 者輸造 名入又	要
	国0回110	一四〇四五七	一回〇年〇一	一回〇年〇三	国0円00	検定番号	

	I						
三番二号 三番二号 大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学	五番一二号 東京都千代田区東神田二丁目 加茂隆曹 代田区東神田二丁目かノロジーズ 代表取締役 株式会社アリストクラートテ	五番一二号東京都千代田区東神田二丁目東京都千代田区東神田二丁目が隆曹、大田区東神田二丁目が、代表取締役がプロジーズ、代表取締役をはているが、	三番二号 東京都豊島区東池袋二丁目二東京都豊島区東池袋二丁目二 サミー 株式会社 代表取締役	三番二号 東京都豊島区東池袋二丁目二東京都豊島区東池袋二丁目二 サミー 株式会社 代表取締役	一三番一〇号 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目取締役 別所直綱 代表	一三番一〇号 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目取締役 別所直鋼 代表	
五) 二号(別表 別 表 第 第 第 後 第 後 第 後 第 後 第 後 第 第 後 第 第 第 第	五) 二号(別表第回胴式遊技機	五)	五) 二号(別表第回胴式遊技機	五) 二号(別表第回胴式遊技機	五) 二号(別表第回胴式遊技機	五) 二号(別表第回胴式遊技機	動役物 第二) 第二)
タマサ ロンラ ウキリ ン	ェダ イブ スル 2 フ	イエ ズア ガ	サンペイ	イハ ルー ド 2 ボ	Vサ 2ンダー	ーイダ ムトイナ リマ	
ロ株 デ式 オ会 社	ジテクア株 ークラリ式 ズノース会 ロトト社	ジテクア株 ークラリ式 ズノート社 ロトト社	式会社 株	式会社 株	販	販	
— 四 五 二	一四〇五〇八	一四〇五一〇	- 四〇五 	一四〇五〇七	一四〇四九一	一四〇四六六	

印刷所